

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。今回は、「二度移転街区等の換地（仮）申出の受付期間延長」他3件についてお知らせいたします。

二度移転街区等の換地（仮）申出の受付期間延長について

前回の区画整理だより（第17号）にてご案内しておりました、二度移転街区等の換地（仮）申出について、新型コロナウイルス対策に係る緊急事態宣言の期間延長を踏まえ、換地（仮）申出受付期間を令和3年3月10日（水）まで延長いたします。

既に（仮）申出をしていただいた権利者の方につきましては、ご協力いただき誠にありがとうございます。

土地区画整理事業の事業計画変更（第2回）について

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画変更（第2回）の認可を受けるための手続きを進めています。現在、国土交通省が緊急事態宣言の期間延長を踏まえ縦覧実施期間の検討を進めております。

縦覧実施日時が決定しましたら、区画整理だよりにて改めてお知らせいたします。

二度移転に伴う仮移転先について

現在、換地（仮）申出等にご協力いただいているところですが、複数のペットを飼われている方、ご高齢の方等で仮移転住宅を確保することが難しい方がおられましたら、当事務所までご連絡ください。

堺都市再生事務所ホームページについて

UR 都市機構堺都市再生事務所のホームページを更新しました。

更新内容は、事業計画変更認可を受けた事業計画概要の更新、よくあるお問合せの追加、各種様式集（仮換地証明願、底地番証明願等）の追加をいたしました。

事業に関するご質問や、土地区画整理法第76条申請手続きに必要な各種様式等をホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

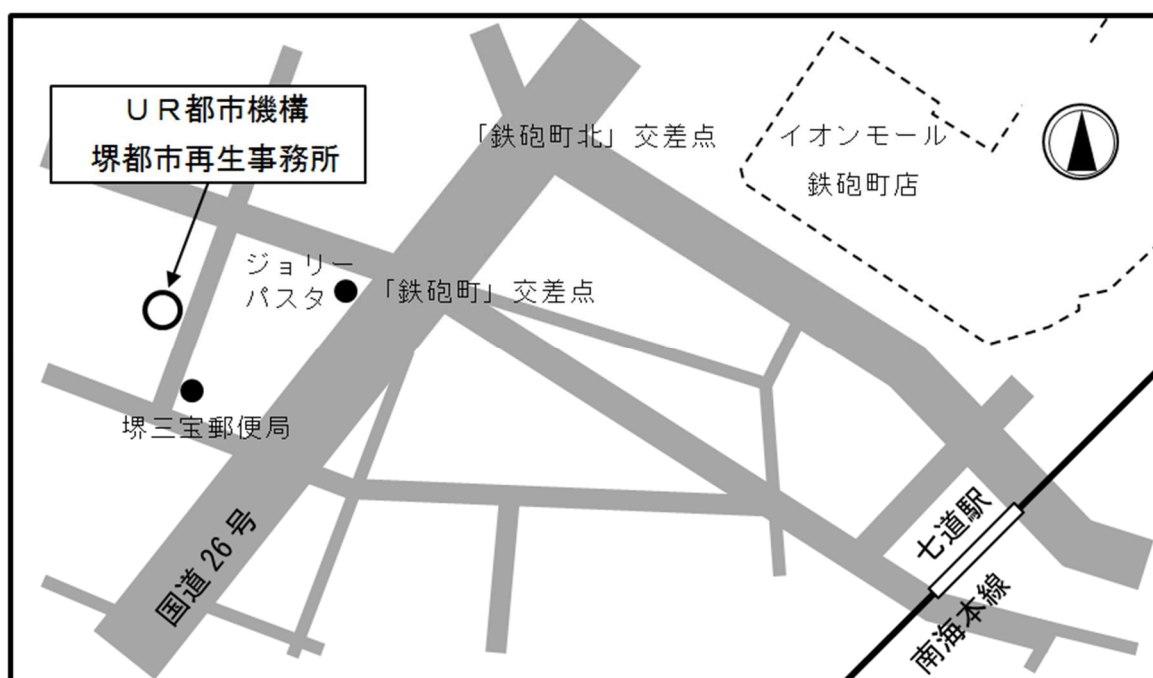
UR 堺都市再生事務所ホームページ URL は下記のとおりです。

<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>

スマートフォンからは右側の図を読み込んでください。



土地区画整理事業に関する問い合わせ先



ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。



UR 都市機構

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番地2
TEL : 072-282-7722